

## 平成29年度 臨時正会員総会 議事録

日 時：平成30年3月25日（日）13時から15時30分  
場 所：HOTEL KOYO 2階会議室「勝利・躍進」  
出席正会員：吉田寛、高木伸幸、牧野文彦、蟻川長廣、福富秀幸、  
山田啓悟、佐藤公彦、川津博、藤崎裕志、長野修士  
委任正会員：宮地正樹、菅原章由、小林守、朴國遠、木村俊輔、  
中谷信彦、桜岡東寛、瀬尾健一、西村紀幸  
欠席正会員：姜炫淳、小泉秀一、川端徳久  
出席役員：金原昇会長、阿部海将専務理事、大橋卓生専務理事、  
小野原裕昭常務理事、小池隆仁常務理事、  
高橋美穂理事、安藤尚徳監事  
オブザーバー：高橋雄造参与、申東準技術委員、木下まどかパラテ  
コンドー委員

正会員総数22名のうち19名（うち委任状提出6名）が出席し、過半数を正会員が出席しており、定款第20条に基づき、正会員総会が適法に成立した。

次いで、定款第25条第2項に基づき議事録署名人として川津博及び長野修士の2名を議事録署名人として選任した後、定款第19条に基づき、会長金原昇が議長となり、審議に入った。

### I 審議事項

#### 第1号議案 定款変更の件

議長の指名により大橋専務理事より、第1号議案資料に基づき、定款変更の内容（賞罰体系を大幅に変更し、法令で正会員総会マターとされている正会員の除名や理事・監事の解任を除き、理事会にて、公平かつ迅速な懲罰及び表彰を可能とする）が説明された。

質疑応答の中で、長野正会員より、定款第16条第7号で事業計画書が正会員総会決議事項となっている旨指摘があり、大橋専務理事より、従前の正会員総会にて定款第51条を変更し、事業計画書及び収支予算等は理事会承認事項としたことから、定款第16条第7号はこれと矛盾することとなるため、本正会員総会にて

削除する必要がある旨説明された。

質疑応答終了後、議長は、第1号議案資料記載の原案及び上記第16号第7号から「事業計画書」を削除する旨を議場に諮ったところ、満場一致で承認された。

なお、安藤監事より、第1号議案資料のうち参考資料として掲げられた処分規程及び表彰規程の概要が説明された。

これに対して、次のとおり、意見が述べられ、当該各意見に対して理事から方針が述べられた。

- 長野正会員より、都道府県テコンドー協会の役員が問題を起こした場合も「テコンドー」の信用が毀損されることから、都道府県テコンドー協会の役員も処分規程の対象とするよう検討して欲しい、また直接適用ができないのであれば、これが適用できるよう都道府県テコンドー協会に対しモデル規程のようなものを提示することを検討して欲しい

大橋専務理事：次回の理事会にて検討する

- 福富正会員より、処分規程に審判員の処分が掲げられているが、審判員規程第15条に処分に関する定めがあり、処分規程の内容と同条の内容に齟齬がないようにする必要がある

議長：審判員規程の見直しに着手しており、齟齬がないように注意する

## 第2号議案 役員報酬総額変更の件

議長の指名により阿部専務理事より、第2議案資料に基づき、一事業年度に支払う役員報酬総額の変更内容（平成29年10月1日に決議した役員報酬規程に基づく専務理事及び国家資格保有役員に対する報酬400万円に加えて、常勤役員（週3日以上勤務）兼事務局長報酬600万円及び理事に支給されるインセンティブ報酬500万円）が説明された。

質疑応答の中で、長野正会員より、既に承認された専務理事報酬と常勤役員兼事務局長報酬は双方支給されるかとの質問があり、大橋専務理事より、理事会で承認された改正役員報酬規程において常勤役員兼事務局長報酬が支給される場合には専務理事報酬は支給されない旨明記されている旨説明がなされた（後日、参考資料として改正役員報酬規程が配布された）。

質疑応答終了後、議長は、第2号議案資料記載の原案を議場に諮ったところ、満場一致で承認された。

### 第3号議案 道場間の移籍に関する対策の検討の件

議長の指名により大橋専務理事及び阿部専務理事より、第3議案資料に基づき、木村俊輔正会員より道場間の移籍(特に引き抜き)についてルールを定める必要があるのではないかと問題提起があった旨説明がなされ、質疑応答ののち、議長は、内容は今後検討するが今後何らかのルールを策定すべきか否かを議場に諮ったところ、何らかのルールを策定すべきことが満場一致で承認された。

なお、議長より、移籍に関するルールの策定にあたっては、理事会だけでなく、正会員からも検討メンバーを選定してチームを組んで検討していく旨説明がなされた。

## II 報告事項

### 1 平成30年度事業計画書及び暫定予算

議長の指名により阿部専務理事より、報告資料(平成30年度事業計画書及び暫定収支予算書)に基づき、理事会で承認された平成30年度事業計画書及び暫定収支予算書が報告され、確定ではなく暫定予算となっている点については、主としてスポンサー料の収支が十分詰められておらず、速やかにマーケティング委員会を開催し、インセンティブ制度に基づくスポンサー獲得プランを具体化し、予算を確定したい旨説明された。

長野正会員より、個人会員の登録費が減っている点について、遊びでテコンドーを習っているような幼児なども成人の個人会員と同じ金額の会費となっていることが要因の一つと考えられ、年齢に応じて会費の金額を変更し、多くの会員を取り込むようにしていくことを検討されたい旨意見が述べられた。

### 2 賞罰事案の報告

議長の指名により阿部専務理事より、当日配布の資料に基づき、理事会において行った処分について報告がなされた。

ついで、同専務理事より、本件処分の反省を踏まえて賞罰体系を

変更しており、今後、特に東京オリンピック・パラリンピックを契機に、当協会や選手、指導者等当協会の関係者に対し、不当に名誉を傷つけ、又は信用を毀損するなど不当・不適切な行為を行った場合には、厳罰をもって対処するものであることを本正会員総会で確認いただきたい旨説明され、異議なく承認された。

### 3 平成30年度より実施する制度についての報告

#### (1) 級の認定証の発行及び当法人のHPでの公表

牧野常務理事より、級認定証の見本（6月開催予定の定時正会員総会において完成版を提示する）が示され、級認定証の発行について説明がなされた。

#### (2) インセンティブ制度

大橋専務理事より、報告資料（スポンサー獲得のためのインセンティブ制度導入の件等）に基づき、インセンティブ制度が説明された。

#### (3) 賛助会員制度

大橋専務理事より、報告資料（賛助会員設置のご報告）に基づき、賛助制度が説明された。

#### (4) 昇段審査統一基準

昇段審査統一基準プロジェクトチームの申東準より、報告資料（審査基準）に基づき、新しい昇段審査基準が説明された。

長野正会員より、九州ブロックで昇段審査を行うにあたり、ブロックの担当者が分からないということがあった。昇段審査実務に支障を来さないよう各ブロック担当者や昇段審査委員を公表するなど、誰が担当者か把握できるようにして欲しいとの要望が出された。

### 4 その他

(1) 世界ジュニアテコンドー選手権等の選考基準の公表の遅れについて

大橋専務理事より、新潟県テコンドー協会の木村正会員から、世界ジュニアテコンドー選手権・ユースオリンピック予選大会の選考基準が少年少女選抜選手権の翌日に公表された点について、選考基準の中で派遣階級が明示されたが、エントリー終了後に派遣階級を公表することは、派遣階級を選択できたのにその機会を失わせていること、及び選考基準の中で「コーチの評価」という基準はコーチの目を気にして逆らえなくなるため妥当でない旨コンプライアンス相談窓口につながった旨、及び同種の苦情が匿名でコンプライアンス相談窓口やアスリート委員会に複数寄せられている旨報告された。

この点について、強化委員長の小池常務理事より、選考基準については昨年末より検討していたが、ジュニアに関しては短期で伸びる場合があるため基準作りが難しく、また安全面（力量不足で海外の強豪が出場する国際大会に出場させる危険の回避など）も踏まえて検討を重ねた結果、公表が遅くなってしまったものである旨説明がなされ、公表が遅くなったことについて謝罪がなされた。

小野原選考委員長より、公表が遅れた点については改善すべきであるが、選考基準自体は不当なものではない旨補足された。

(2) 審判団の設置と審判委員会について

議長より、審判員も東京 2020 に審判として舞台に立てるよう、審判員を育成するために、審判資格を有する者で審判団を結成し、国際大会やセミナー派遣、国内大会の審判派遣などを行い、審判委員会を少人数に戻して審判団の管理を行うという趣旨で審判団の結成と審判委員会の再編を進めており、これに伴い審判員規程の見直しを行っている旨説明された。

ついで、阿部専務理事より、ATU審判セミナーに参加している

高橋審判委員長代行を代理して、上記の進捗状況が報告された。

### (3) AJTA 主催国内大会における謝金改定について

牧野常務理事より、舘競技委員長を代理して、平成30年度よりAJTA 主催国内大会の謝金を改定し、これまでボランティアで携わってきた業務について謝金を支払うことが報告された。

福富正会員より、「大会競技役員」には主管団体の競技役員も含まれるか質問がなされ、議長より、含めて考えるべきと思われるが、舘競技委員長に確認して回答する旨説明された。

福富正会員より、「大会ドクター」について、謝金上限が3万円であるが、岐阜県でお願いする場合は最低3万5000円である旨意見が述べられたところ、大橋専務理事より、謝金規程第2条第2項では、謝金規程別表の上限額が相当でない特別の事情がある場合は、常務理事会承認で上限額を超える謝金を支払うことができるようになっている旨説明された。

これに対し、福富正会員より、その申請方法について、申請書を作るなどして、申請がたらい回しにされないようにしてほしいとの要望が出された。

### 添 付 資 料 〔省略〕

以上、報告事項2についてプライバシー保護のため事案の概要及び固有名詞を削除し簡素化したほかは原本に相違ないことを証明します。

平成30年5月9日

専務理事・事務局長

大橋卓

